

都市基盤分野

2 市民と産業を支える力強いまちをつくる

1 快適に生活できる基盤をつくる

- | | |
|--------------------|----|
| 1 適正な土地利用と良好な景観形成 | 60 |
| 2 魅力ある市街地の整備 | 62 |
| 3 道路・公共交通ネットワークの確立 | 64 |
| 4 生活道路の整備 | 66 |
| 5 適切な生活排水処理の推進 | 68 |
| 6 安定した水道水の供給 | 70 |
| 7 良好な居住環境の形成 | 72 |

2-1-1

適正な土地利用と良好な景観形成

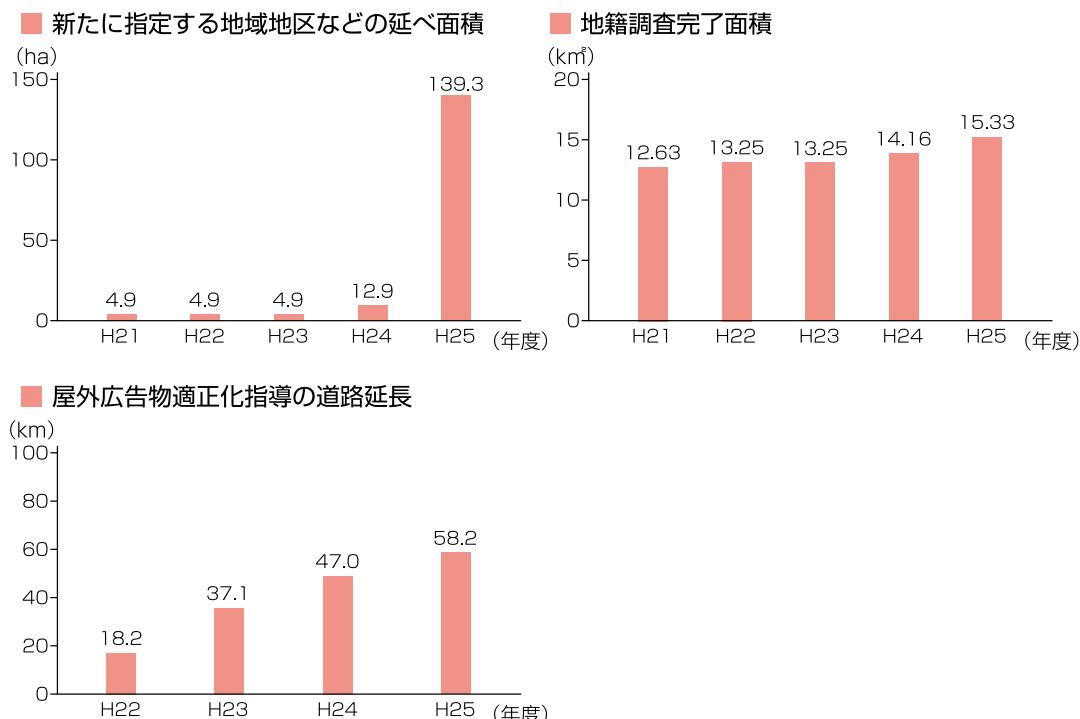
施策の目指す姿

- ① 適正な土地利用の推進により、都市の健全な発展が図られ、市民が暮らしやすいまちづくりが進められています。
- ② 地籍の明確化により、市民の円滑な土地取引や環境整備のための基礎づくりが進められています。
- ③ 節度ある景観形成の促進により、市民が居心地の良い生活空間づくりが進められています。

現状と課題

- ① 恵まれた交通立地を背景に、郊外への市街地の拡散が進んでいます。まとまりのある良好な市街地の形成と自然環境や優良農地の保全による活力ある都市づくりを目指し、無秩序な市街地形成の防止や良好な居住環境を保全する取り組みを推進する必要があります。
- ② 地籍調査は、土地の境界などを明確にすることで、土地取引の安定化や公共工事の迅速化が図られるなどの効果がありますが、調査にあたっては土地所有者の協力が不可欠であり、多くの時間を必要とします。土地所有者への啓発活動により調査の必要性や理解を得ながら、効率的に継続的な事業を推進し、地籍の明確化に努める必要があります。
- ③ 都市化の進展とともに、是正を必要とする広告物や周囲との調和を欠いた建築物などが出現しています。潤いのある豊かな生活環境の創造と地域社会の健全な発展を目指し、良好な景観形成を推進する必要があります。

関連データ



市民の実感 (H26市民意識調査)

本施策「適正な土地利用と良好な景観形成」について「満足」または「どちらか」と回答した市民の割合

35.8%

施策の基本方針

- ① 適正な土地利用を推進し、活力ある都市づくりを目指します。
- ② 地籍調査を推進し地籍の明確化を図り、安全なまちを構築するための基礎づくりを進めます。
- ③ 山並みと水と緑の美しい風景を守り、歴史と文化を継承し、居心地の良い生活空間を創造します。

施策の展開

- ① 適正な土地利用の推進
 - 適正な土地利用の誘導
 - 区域区分(線引き)^{*}の変更
 - 地域地区、地区計画の指定や見直し
- ② 計画的な地籍調査の推進
 - 計画的な調査地の設定と円滑な事業の推進
 - 事業説明会の開催や啓発活動の実施
- ③ 景観まちづくりの推進
 - 良好な景観の形成の推進
 - 大規模な建築物などの景観誘導
 - 屋外広告物の適正表示の推進
 - 特色ある景観資源の保全(景観重要建造物などの指定)
 - 協働による景観まちづくりの推進
 - 景観サポーターへの支援



関連計画

都市計画マスターplan(平成20年度～平成39年度)
景観計画(平成18年度～)

まちづくりの指標(成果指標)

指標名	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)	解説・算出方法など
新たに指定する地域地区などの延べ面積	139.3ha	194.7ha	用途地域、地区計画、特定用途制限地域などの土地利用制度を平成21年度以降新たに指定する地区的延べ面積
地籍調査完了面積	15.33km ²	19.76km ²	地籍調査対象地域で調査を完了した面積
屋外広告物適正化指導の道路延長	58.2km	100.0km	適正な屋外広告物の表示の推進に取り組む道路の延長

※区域区分(線引き)

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、開発を促進する市街化区域と開発を抑制する市街化調整区域に区分するもの。

※地域地区

地域または地区を単位として土地利用を利用目的によって区分し、建築物などについて必要な制限を課することで、一体的かつ合理的な土地利用を実現するもの(用途地域や特別用途地区、特定用途制限地域などがある)。

※地区計画

それぞれの地区にふさわしい良好な環境を整備、保全するために定められる、地区レベルのきめ細やかな計画。

※景観重要建造物

景観法に基づいて、地域の景観上重要な建造物を市長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全、継承を図るもの。

※景観センター

景観まちづくり条例に基づいて、協働による景観まちづくりを積極的に推進する市民や事業者を登録する制度。景観資源の発掘や講演会の開催など、良好な景観の形成に向けた活動を行っている。

2-1-2

魅力ある市街地の整備

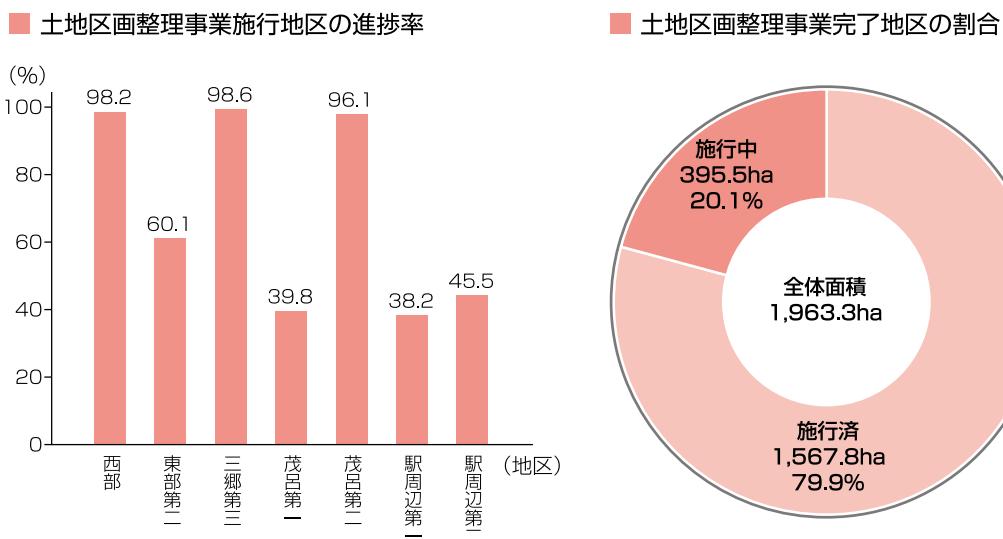
施策の目指す姿

- ① 土地区画整理事業による市街地の居住環境の整備が進み、市民が快適に暮らしています。
- ② 伊勢崎駅周辺の中心市街地では土地区画整理事業などによる総合開発が進み、にぎわいが創出され、市民が街なかで快適に暮らしています。

現状と課題

- ① これまで本市では、居住環境の良好なまちづくりを目的に土地区画整理事業に取り組んできましたが、事業の長期化と増大した事業費の財政負担が大きな課題となっています。今後は、進捗状況に応じた計画的な財源投入による効率的な事業執行と事業費削減に向けた取り組みを検討する必要があります。また、境地区の中心市街地の整備については、今後の長期的な課題となっています。
- ② 本市では、新しい時代に対応する中心市街地をつくるため、伊勢崎駅周辺の総合的な開発を進めています。鉄道連続立体交差事業の完了により踏切が除去されるなど、中心市街地の一体化に向けた効果が得られ、今後、土地区画整理事業の推進と合わせた街なかのにぎわいの創出や居住の促進のための取り組みが必要とされています。

関連データ



市民の実感 (H26市民意識調査)

本施策「魅力ある市街地の整備」について「満足」または「どちらか」というと
満足」と回答した市民の割合

37.0%

施策の基本方針

- ① 土地区画整理事業を推進し、安全で快適な市街地の整備を図ります。また、民間活力など新たな整備方法を検討して、地域の特性に応じた市街地の形成を目指します。
- ② 伊勢崎駅周辺の中心市街地では、駅周辺総合開発により再生や活性化を図り、便利で快適な街なかを創造し、居住の促進と定住人口の増加によるにぎわいを創出します。

施策の展開

① 市街地の整備

- 土地区画整理事業の推進
 - 柔らかい区画整理の推進
 - 事業計画の検証・見直し
 - 組合施行事業の完了に向けた計画的な支援
- 新たな市街地整備方法の検討
 - 民間活力の導入と方法の検討
 - 地区計画、建築協定などによる良好な街並みや都市景観の創造と保全

② 伊勢崎駅周辺の中心市街地の整備

- 土地区画整理事業の推進
- 都市機能の集約
- 街なか居住の促進
- 暮らしやすい生活環境づくり

※柔らかい区画整理

最近の事業の長期化にあたり、長年の実績に基づく既成概念による画一的な手法に対し、速やかに少ない事業費で実施できる手法のこと。道路幅員の変更や地域の状況に応じた柔軟な区域設定などにより、事業の進捗を図ることができる。

※建築協定

土地の所有者が一定の区域内の建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備に関する基準を定めるもの。

※伊勢崎駅周辺の中心市街地

伊勢崎駅周辺第一・第二土地区画整理事業施行地区内で、道路や公園などの整備に合わせ、都市機能の集積と居住環境の改善などを図るとともに、災害に強い安心・安全なまちづくりを目指す伊勢崎駅を中心とする44.4ヘクタールの地区。



まちづくりの指標（成果指標）

指標名	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)	解説・算出方法など
土地区画整理事業完了地区の割合	79.9%	87.1%	土地区画整理事業施行地区のうち、事業が完了した地区的割合 施行済地区面積 ÷ 全施行地区面積 × 100

2-1-3

道路・公共交通ネットワークの確立

施策の目指す姿

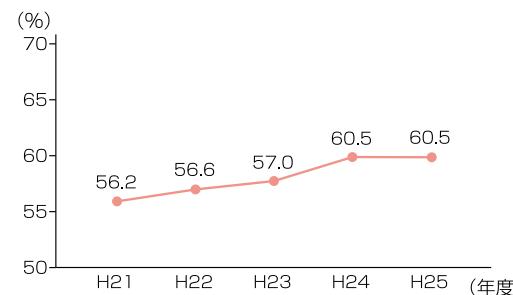
- ① 幹線道路ネットワークの整備が進み、市民生活や産業・経済活動の利便性が向上しています。
- ② 公共交通の路線本数、交通結節機能の充実により、市民は目的に応じた交通手段を利用しています。

現状と課題

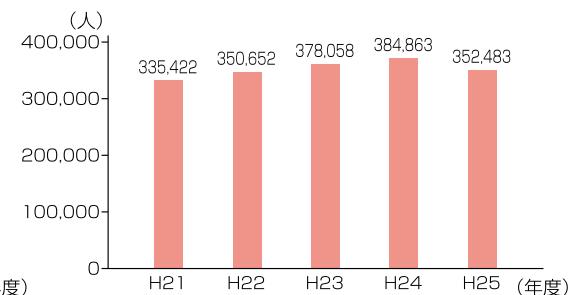
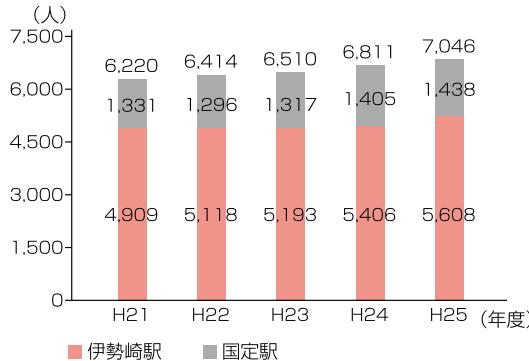
- ① 幹線道路は都市の骨格を形成し、市民の日常生活や産業・経済活動を支えるなど、活力ある都市の発展のための重要な基盤です。幹線道路ネットワークの強化に向け、事業の重点化を図るなど、国・県との連携により整備を進めていく必要があります。
- ② 本市では、通勤や通学をはじめ、日常生活での交通手段として、自動車の利用が多く、バスや鉄道などの公共交通の利用が少ない状況にあります。さらに、今後は高齢者の増加などによる移動困難者に対する公共交通の重要性が増すことから、誰もが利用しやすい交通環境の整備が必要とされています。

関連データ

■ 都市計画道路の供用率



■ コミュニティバス利用者数

■ J R 東日本の1日平均の各駅乗車人員数
(J R 東日本公表資料より)■ 東武鉄道の1日平均の各駅乗降人員数
(東武鉄道公表資料より)

市民の実感 (H26市民意識調査)

本施策「道路・公共交通ネットワークの確立」について「満足」または
「どちらかというと満足」と回答した市民の割合

38.1%

施策の基本方針

- ① 幹線道路ネットワークを整備し、都市内の交通利便性を向上させ、渋滞の解消や居住環境の改善を図ります。
- ② 鉄道やバスなど公共交通機関の連携、充実を図り、効率的で利便性の高い公共交通ネットワークを確立します。

施策の展開

① 幹線道路ネットワークの整備

- 広域幹線道路の整備促進
 - 都市内幹線道路の整備
- ② 公共交通ネットワークの整備
- コミュニティバス、路線バス、鉄道の相互の結節性の向上
 - 効果的なコミュニティバスの整備
 - 路線、停留所などの見直し
 - 鉄道施設の整備促進
 - 路線バス、高速バスの利用の促進



関連計画

都市計画マスターplan(平成20年度～平成39年度)

まちづくりの指標（成果指標）

指標名	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)	解説・算出方法など
都市計画道路の供用率	60.5%	65.7%	幅員16m以上の都市計画道路の総延長に対し、供用開始した道路延長の割合
コミュニティバス利用者数	352,483人	390,000人	コミュニティバスあおぞらを利用した人数

※広域幹線道路

幹線道路のうち、本市と他都市を結び交通、経済、交流の主軸となる骨格道路のこと。本市では北関東自動車道、国道17号上武道路、国道50号前橋笠懸道路、国道462号、東毛広域幹線道路、西部幹線が該当する。

※都市内幹線道路

歩道を有し、車線数が2以上の幹線道路のうち、広域幹線道路を除いた道路のこと。日常生活の利便性を向上させるとともに、住宅地内への通過車両の流入を抑え、円滑な交通を確保させる機能を持つ。

※コミュニティバス

地域住民の移動の交通利便性向上のため、公共施設や鉄道駅などを結ぶ路線で市が運行しているバス。本市では無料で運行している。

※都市計画道路

目指すべき都市像の実現に向け必要となる、円滑な都市活動と良好な都市環境を確保するための道路網を、土地利用や交通などの現在や将来の状況を考慮して都市計画で定めた道路のこと。

2-1-4

生活道路の整備

施策の目指す姿

- ① 未舗装や幅員の狭い道路が整備され、市民は日常生活に身近な道路を快適に通行しています。
- ② 道路や橋りょうなどの道路施設が効率的、適切に維持修繕され、市民が安心して利用できる道路環境が整っています。
- ③ 通学路などの交通安全対策が図られ、高齢者や児童などの歩行者が安全に通行しています。

※橋りょう

橋のこと。市が管理する橋りょう数は624(平成24年1月1日現在)。

※道路施設

トンネルや橋など道路と一体となった施設や工作物のほか、道路上に設けられている付属物を含む。道路上の柵やガードレール、植樹帯、街路樹、道路照明灯、案内標識、横断歩道橋、カーブミラー、白線など多くの付属物がある。

※狭あい道路

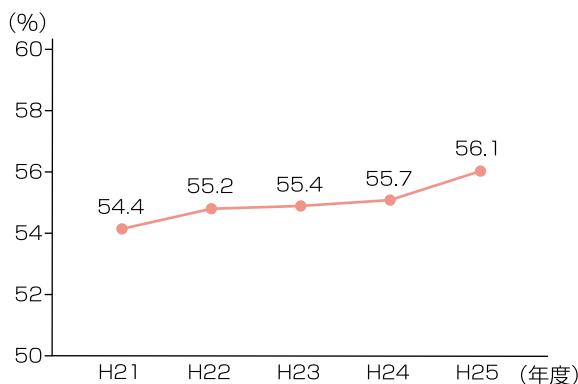
幅員が4m未満の狭い道路。通行だけでなく、防災や環境などの観点から拡幅が必要な道路がある。

現状と課題

- ① 既存の市街地や集落にある生活道路には、幅員4m未満の狭あい道路や未舗装区間が多く残り、環境衛生上の問題や消防・救急活動などに支障があるため、整備を進める必要があります。市内各地域で、住民の理解と協力を得ながら、計画的な整備を推進していくことが求められています。
- ② 道路や橋りょうなどの道路施設については、経年により老朽化した箇所の改修を続けていますが、多くの施設の老朽化が今後急速に進むことから、これまでと同じ水準で既存インフラの維持管理を続けることは困難な状況です。良好な道路空間を確保して安全で有効に機能させるためには、適切なコスト管理と計画的な維持修繕を進める必要があります。
- ③ 少子高齢化が進む中、多くの高齢者や子どもたちを交通事故から守るため、歩行者の視点に立った道路整備や交通安全対策が求められています。身近な生活道路に入り込む通過車両が高齢者や通学児童の安全を脅かさないように、安心・安全な歩行者空間を確保する必要があります。

関連データ

■ 市道の改良率



市民の実感 (H26市民意識調査)

本施策「生活道路の整備」について「満足」または「どちらか」というと満足」と回答した市民の割合

39.1%

施策の基本方針

- ①市民生活に密着した生活道路などを整備し、安心して快適に暮らせる居住環境を形成します。
- ②道路施設の適正な維持管理により、良好で円滑な道路空間を確保します。
- ③安全性の向上を実感する道路整備により、「ひと」中心の道づくりを推進します。

施策の展開

- ①道路整備の推進
 - 市道認定された幅員4m未満の狭あい道路の解消
 - 危険性の高い未舗装道路の舗装整備
 - 地域の交通利便性を向上させる計画的な道路整備
- ②効率的で適正な道路管理
 - 老朽化した市道の改良や舗装修繕などの計画的な実施
 - 橋りょうの計画的な長寿命化対策の実施
 - 道路パトロールによる監視強化と事故の未然防止
- ③安心・安全な歩行者空間の確保
 - 地域・学校との連携による危険箇所の調査
 - 通学路の歩道整備など総合的な安全対策の推進
 - 生活道路の安全な通行を確保する交通事故対策の実施

※市道

市長が、その市の区域内にある部分について、市議会の議決を経て路線を認定した道路のこと。管理はその路線がある市が行う。



関連計画

橋梁長寿命化修繕計画(平成25年度～)

まちづくりの指標(成果指標)

指標名	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)	解説・算出方法など
市道の改良率	56.1%	60.0%	市道の実延長のうち、道路改良済みの幅員4m以上の市道の割合 ※市道の実延長 2,214.9km(平成25年3月末現在)
狭あい道路の延長	635.8km	587.5km	幅員4m未満の市道実延長

2-1-5

適切な生活排水処理の推進

施策の目指す姿

- ① 下水道が計画的に整備され、市民は良好な生活環境で暮らしています。
- ② 統合や耐震化などの汚水処理施設の整備が進み、適切な生活排水処理が行われています。
- ③ 淨化槽への転換が進み、市民の適切な維持管理により、水環境が改善しています。

※汚水処理施設

家庭や事業所などから排出される汚水を下水管で集め、終末処理場でまとめて処理する公共下水道施設や農業集落排水施設のほか、家庭や事業所ごとに個別に設置する浄化槽のこと。

※浄化槽

トイレ、浴槽、台所など、すべての生活排水の処理を行い排水するための設備で、河川などの水質の保全や改善に寄与している。

※みなし浄化槽

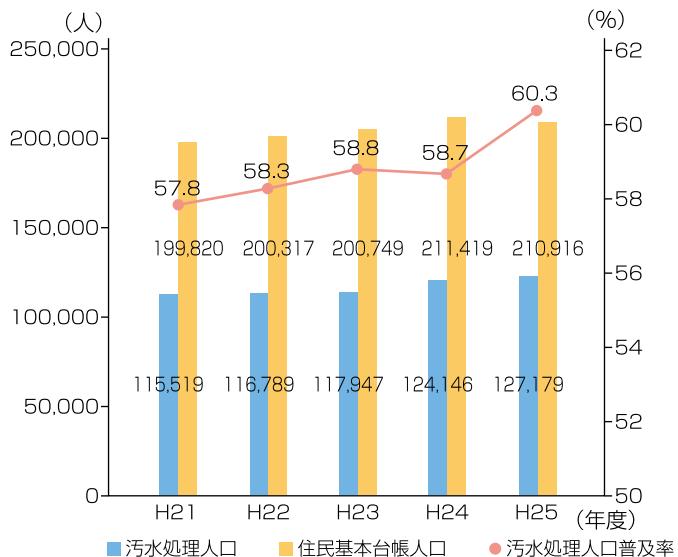
単独浄化槽のことと、トイレからの污水のみ処理を行い、浴槽や台所の污水はそのまま排水するために、河川などの水質悪化の一因となっている。

現状と課題

- ① 公衆衛生の向上や河川などの水質改善を図り、快適な生活環境を維持するため、公共下水道などにより生活排水を処理していますが、本市では汚水処理人口普及率は60.3%と群馬県内平均の76.3%と比べ低い状況です(平成25年度末)。特に公共下水道は計画区域が広範囲なため、整備完了まで相当の費用と期間がかかります。将来人口の推移や宅地開発状況などを踏まえ、地域に適した効率的な手法による生活排水処理の早期整備が求められています。
- ② 老朽化した汚水処理施設の補修や更新のほか、地震対策に多額の費用を要することが見込まれています。効率的な整備を進めるとともに、適切な機能継続と維持管理を図る必要があります。
- ③ 汚み取り、みなし浄化槽^{*}は、家庭雑排水がそのまま放流され水環境の悪化につながります。速やかな浄化槽への転換促進が求められています。

関連データ

■ 汚水処理人口普及率



市民の実感 (H26市民意識調査)

本施策「適切な生活排水処理の推進」について「満足」または「どちらか」というと満足」と回答した市民の割合

38.5%

施策の基本方針

- ① 地域に適した効率的な汚水処理を推進し、河川や水路などの水質保全、生活環境の向上を図ります。
- ② 汚水処理施設の適切な機能継続と効率的な維持管理を進めます。
- ③ 淹み取り、みなし浄化槽から浄化槽への転換を促進し、適切な汚水処理を図ります。

施策の展開

- ① 効率的な汚水処理の推進
 - 地域に適した効率的な汚水処理の推進
 - 公共下水道の整備推進
 - 公共下水道処理区の再編の検討
 - 汚水処理施設の統廃合の推進
- ② 汚水処理施設の適切な機能継続と維持管理
 - 公共下水道施設の更新と地震対策の推進
 - 公共下水道施設、農業集落排水施設の効率的な維持管理の推進
 - 下水管への接続の促進
- ③ 浄化槽への転換促進
 - 市設置型浄化槽事業の推進
 - 浄化槽の設置や入れ替えに対する補助制度の充実
 - 浄化槽の適正な維持管理の促進



関連計画

汚水処理基本計画(平成23年度～)
下水道総合地震対策計画(平成26年度～平成30年度)
下水道長寿命化計画(平成25年度～)

まちづくりの指標（成果指標）

指標名	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)	解説・算出方法など
汚水処理人口普及率	60.3%	75.4%	汚水処理施設を利用することができる市民の割合

2-1-6

安定した水道水の供給

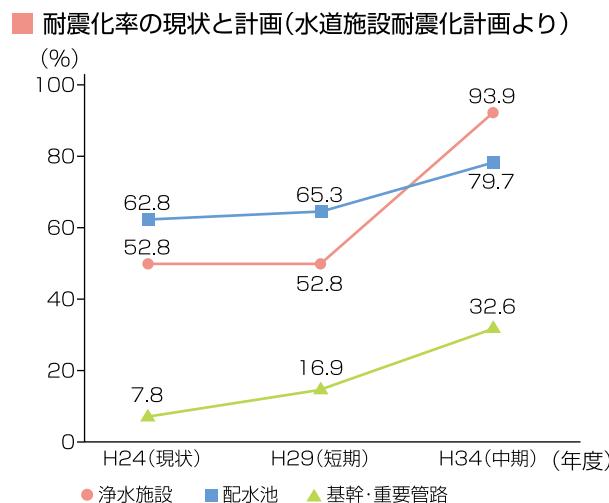
施策の目指す姿

- ① 良質で安全な水道水が供給され、市民が安心して水道水を使用しています。
- ② 効率的で健全な事業経営により水道水が安定的に供給され、市民が安心して水道水を使用しています。

現状と課題

- ① 東日本大震災を契機として、ライフラインである水道施設の重要性が再認識されています。安全な水道水を安定的に供給するため、老朽化や水需要に対応した施設の計画的な整備に努めていく必要があります。特に、災害対策では地震に強い配水管の布設や浄水場などの施設の耐震化が求められています。
- ② 市民の節水意識の向上や節水機器の普及などにより、水道水の需要は減少傾向にあります。経営感覚に基づく事業の効率化、料金の適正化に努め、安定した事業運営を続けていく必要があります。

関連データ



市民の実感 (H26市民意識調査)

本施策「安定した水道水の供給」について「満足」または「どちらかというと満足」と回答した市民の割合

53.5%

施策の基本方針

- ① 良質な水源を確保し、水質の管理に努めるとともに、水道施設の整備、更新、長寿命化を図り、安全で災害に強い安定的な給水体制を確立します。
- ② 将来の給水需要に的確に対応するため、計画的、効率的に事業を推進し、健全で安定した水道事業の経営に努めます。

施策の展開

- ① 安全な水道水の供給と施設整備の推進
 - 水質検査などによる安全性の確保
 - 計画的な水道施設の耐震化の推進
 - 老朽化した水道施設の更新
 - 配水管整備の推進
- ② 効率的な経営の推進
 - 事業の効率化、合理化の推進
 - 適正な料金体系の維持



関連計画

水道事業経営認可計画(平成20年度～平成35年度)

水道ビジョン(平成22年度～平成31年度)

水道施設耐震化計画(平成25年度～)

水安全計画(平成24年度～)

※基幹管路

次の3つの管路を総称した管路のこと。

①導水管(井戸等から浄水場まで原水を送る管路)

②送水管(浄水場から浄水場の施設間へ浄水を送る管路)

③配水管(浄水場や配水場から配水区域まで浄水を送る管路)

※重要管路

地震や災害などの非常時に、病院や学校、緊急避難場所などに水道水を送ることが最低限確保されるべき配水管(配水管から分岐され一般家庭などへ送水を行う管路のこと)。

まちづくりの指標(成果指標)

指標名	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)	解説・算出方法など
基幹・重要管路の耐震化率	8.9%	32.6% (平成34年度)	基幹・重要管路(約290km)のうち、耐震化された管路の布設延長の割合 ※耐震化とは、想定される関東平野北西縁断層帯主部地震(マグニチュード8.1)でも損壊しないように、補強または造りかえること。
有効水量率	91.7%	94.0%	年間総配水量のうち、漏水などにより無効となったものを除いた水量の割合

2-1-7

良好な居住環境の形成

施策の目指す姿

- ① 良好な住宅開発が進み、秩序ある街並みが形成され、市民が快適に暮らしています。
- ② 安全で良質な住宅の新築や改築を行う市民が増えています。
- ③ 市営住宅の適正な管理が進み、市民が安心して暮らしています。

現状と課題

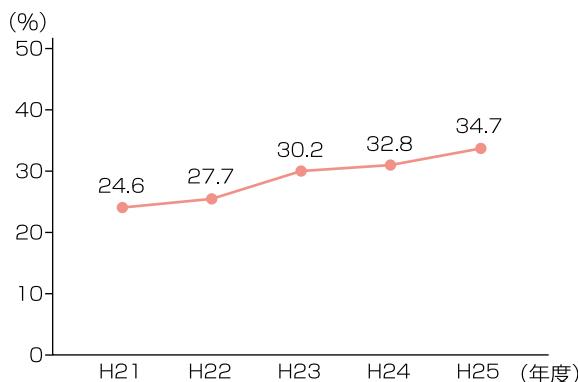
- ① 市街地周辺部での民間宅地開発が進んでいます。無秩序な住宅開発による居住環境の悪化を防ぎ、周辺環境と調和した安全で快適な居住環境づくりのために、適切な指導、誘導を行う必要があります。
- ② 少子高齢化や核家族化の進行などにより、市民の住まいに対する意識が変化しています。長期にわたって快適に住み続けられる住宅や、近年多発する地震災害などに備え、耐震性、安全性に配慮された住宅などが強く求められています。
- ③ 市営住宅については、住宅に困窮する市民にとっての住まいのセーフティネットとしての役割^{*}が求められています。また、老朽化した住宅の建て替えや改修、修繕などを計画的に推進し、良好な状態で使用できるよう適正な管理が求められています。

※セーフティネット

安全網の訳で、住宅に困窮する世帯に市営住宅を提供し、居住の安定を確保すること。

関連データ

■ 市営住宅の特定目的別分散入居率



市民の実感 (H26市民意識調査)

本施策「良好な居住環境の形成」について「満足」または「どちらか」というと
満足」と回答した市民の割合

33.9%

施策の基本方針

- ① 周辺環境と調和した良好な居住環境を形成するための指導、誘導を行います。
- ② 住宅の安全対策を推進し、良質な民間住宅の建築を促進します。
- ③ 市営住宅の適正な管理を図り、住宅に困窮している市民への的確な住宅の供給を推進します。

施策の展開

- ① 良好な居住環境の形成
 - 建築協定などの活用促進
 - 市民や事業者の自主的なまちづくりへの支援・指導
- ② 良質で安全な民間住宅建築の促進
 - 住宅の耐震対策の促進
 - 長期優良住宅認定の普及・促進
 - 住まいに関する相談窓口の充実
- ③ 市営住宅の適正管理の推進
 - 市営住宅の適切な更新・維持管理
 - 市営住宅の適正な入居管理
 - 子育て世帯、高齢者世帯、障害者世帯などの住宅困窮者への支援

※建築協定

土地の所有者が一定の区域内の建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備に関する基準を定めるもの。

※長期優良住宅

構造の耐久性が高く、耐震性、維持管理や更新の容易性、省エネルギー性などの性能を備え、良好な景観の形成に配慮された居住環境や一定の住戸面積が確保された、長く快適に住み続けられる優れた住宅のこと。



関連計画

- 住生活基本計画(平成25年度～平成34年度)
公営住宅等長寿命化計画(平成22年度～平成31年度)
耐震改修促進計画(平成20年度～平成27年度)

まちづくりの指標（成果指標）

指標名	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)	解説・算出方法など
市営住宅の特定目的別分散入居率	34.7%	44.0%	高齢者、障害者、子育て世帯などの住宅の確保に困窮する世帯を対象に募集する制度により市営住宅に入居した世帯の割合